

## 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月22日

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員 大畠 祥美  
同 菅 俊勝

### 平成22年度定期監査及び行政監査の結果について

#### 1 監査の対象

##### (1) 定期監査

平成21年度及び平成22年7月31日までに執行された平成22年度の財務に関する事務（平成21年度定期監査対象分を除く。）

##### (2) 行政監査

平成21年度及び平成22年7月31日までに執行された平成22年度の事務（財務に関する事務、平成21年度行政監査対象分を除く。）

#### 2 監査の期間：平成22年9月8日から同年9月30日

#### 3 監査の結果

計数については、関係諸帳簿等を照合した結果、正確であることを認めた。

予算経理一般、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理及び行政事務の執行については、概ね適正であることを認めた。

なお、一部負担金の負担割合相違に係る差額請求については、収入未済とならないよう徴収に努めること。